

議案第3号

第2期 地域福祉実践計画〔4年次〕(案)

(自) 令和3年4月1日

(至) 令和8年3月31日

5か年計画

社会福祉法人 標津町社会福祉協議会

はじめに

社会福祉法人 標津町社会福祉協議会
会長 渡 辺 好 之

令和の時代のまちづくり、地域づくりの基本は、地域共生社会の実現といわれ、子どもから高齢者までの住民一人ひとりが、住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らせるような仕組みをつくり、その仕組みを地域に根づかせていくことが求められております。

そのためには、住民が抱えるさまざまな生活課題の解決について、標津町、町内会、各組織団体等との連携が特に必要になります。

住民一人ひとりの努力（自助）、住民同士の相互扶助（共助）、公的な制度（公助）によって解決していく取り組みが必要とされております。

具体的には、平成28年12月に開設した「安心サポートセンター」と平成29年8月に開設した「ふれあい広場」をさらに充実させ、一人ひとりの悩みの解決に積極的に取り組みたいと考えております。

その基本理念は、『人はいかなる世（家庭・社会等）でも、一人では生きていけない、そのためには「助け合い・支え合い」が必要である。「助け合い・支え合い」とは「助ける人・支える人」と「助けられる人・支えられる人」で成り立ち、同時に「自惚れ」も「卑屈」もない人間関係であり、同時に「身の丈の支援」を共通認識し、「お互いさま」「ありがとう」が原点である。』

上記の基本理念を住民一人ひとり意識することが、まちづくり・地域づくりの原点と踏まえております。

標津町新生プランステップⅡの実践理念の「自助・共助・公助のもと、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくり」を念頭に置くとともに、令和2年度に標津町が策定した「地域福祉計画」との整合性に努めてまいります。

また、地域の生活課題や社会資源、地域福祉推進の理念等の共有化を図り、地域福祉のネットワークを再点検し、地域生活に支援を必要とされる住民の方々への相談・見守り・支援活動等が円滑かつ適切に対応できる住みよいまちづくり及び、地域づくりを目指していききたいと考えております。

目 次

第1章 地域福祉実践計画の基本事項	1
1 計画策定の趣旨	
2 実施主体	
3 計画期間	
4 基本目標・サブタイトル	
5 基本計画	
6 計画の推進と評価	
第2章 標津町の地域福祉の課題	2
1 地域の現状	2
2 地域福祉の課題整理	4
第3章 第2期地域福祉実践計画	6
1 支えあう地域づくり	6
2 安全・安心なまちづくり	6
3 福祉サービスの体制づくり	6
4 地域と繋がる社協づくり	7
第4章 実践計画の評価・検証〔評価年度：R4年度,R6年度,最終年度 R7年度〕	8
1 支えあう地域づくり	8
2 安全・安心なまちづくり	8
3 福祉サービスの体制づくり	9
4 地域と繋がる社協づくり	9
資料編	10
1 社協主要財源の推移	10
2 高齢者世帯の状況・障がい者数の推移	11

第1章 地域福祉実践計画の基本事項

1. 計画策定の趣旨

社会福祉法第107条に基づく「標津町地域福祉計画」を基本とする地域福祉実践計画は、相互に補完・補強し合う関係にあり、一体となって地域福祉の推進を図っていくことが求められています。

今日急速に進む、少子高齢化や核家族化に対応した地域福祉事業に対して、社協・行政・住民が協働する中で計画的に取り組むことを目的に、第1期地域福祉実践計画を総合的に見直しし、第2期地域福祉実践計画を策定しました。

2. 実施主体 社会福祉法人 標津町社会福祉協議会

3. 計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

※計画の進捗状況や制度改正、地域情勢などが著しく変化した場合は、状況に応じて適宜見直しを検討するものとします。

4. 基本目標・サブタイトル

「ともに助け合う、・支え合う」福祉のまちづくり
～一人ひとりが安心して暮らせるまちづくり～

5. 基本計画

- ①支え合う地域づくり
- ②安全・安心なまちづくり
- ③福祉サービスの体制づくり
- ④地域と繋がる社協づくり

6. 計画の推進と評価

本計画は、毎年度開催する理事会、評議員会において施策の実施状況や推進上の問題点を的確に把握し評価していくこととする。

第2章 標津町の地域福祉の課題

1. 地域の現状

(1) 標津町の現状と課題

- ① 基幹産業の状況について、秋サケ漁の漁獲量はピーク時の1割に満たない状況が続いていることから深刻な状況にあり、この影響を受け水産加工業についても加工原料の高騰により厳しい経営環境に置かれている。また、運輸など関連産業へも大きな影響があった。ただ、ホタテ漁の漁獲量については、昨年度に引き続き好調を維持している。

酪農業については、牧草の品質は平年並みとなり、生乳生産量、販売額とともに堅調に推移している。しかしながら、輸入家畜飼料等価格の高騰はじめ、コロナ禍による需要の低迷や後継者対策などの課題を抱えている。

いずれにしても、基幹産業は依然として厳しい状況下に置かれている。

- ② 本町の人口は、昭和40年代をピークに年々減少し、令和5年1月末には5,000人を切り、令和6年1月末現在で4,835人まで減少している中で、高齢化率は急速に伸びており、6年後の令和12年には35%弱になると予想されている。

このように人口減少や少子高齢化の進行に伴い、家庭や地域での支え合いの機能が弱くなるなど社会環境が大きく変化する中、高齢者世帯や核家族が増加し各家庭が抱える困りごとが複雑化し、具体的には、普段からの見守り活動を始め、移動支援や災害援護・除雪支援等の課題があげられる。

これらの課題解決には、住民相互の「助け合い・支え合い」が必要であり、地域や関係団体、事業所、行政などがそれぞれの役割を果たす中で連携し、一体となった取り組みを推進することが重要である。

- ③ 保健・医療・福祉では、「健康と福祉の村」整備構想に基づき、平成5年の特別養護老人ホームの開設にはじまり、平成6年に町立病院の移転新築、平成9年に保健福祉センターの開設とともに、在宅介護支援センターが開設され、地域包括支援センターとして保健・医療・福祉サービスが連携して提供できる施設が整備されている。また、平成21年、22年に民間業者による「認知症対応型グループホ

ーム」が、平成 23 年には「高齢者対応型下宿」が開設され、さらに平成 28 年度には、高齢者が安心して暮らせる「サービス付き高齢者住宅」と通いと訪問、泊りを柔軟に組み合わせた「小規模多機能居宅介護施設」を開設し、ハード面での整備が進んでいる。

一方、訪問による在宅サービスでは、訪問介護、訪問看護、配食サービス、訪問リハビリなどがある。

しかし、介護認定者は年々増加し「超高齢化社会」を迎えることから、今後も在宅介護を中心としながら、町として必要な施策を推進する必要がある。

(2) 標津町社会福祉協議会の現状と課題

- ① 現在、社会福祉協議会では、老人クラブ連合会・身体障がい者福祉協会・遺族会・共同募金委員会・日本赤十字社・献血推進協議会の 6 団体の事務局を担っています。

本会に登録しているボランティアの方々によって、各々の趣旨に沿った活動や特技等を生かした活動等が展開されています。町内 6 か所にて実施されている「ふれあい・いきいきサロン」は地域住民のボランティアに支えられ、平成 21 年より実施している「除雪支援助成事業」は、町内会のボランティアに支えられています。

ボランティア活動は、年齢や性別を問わず誰もが参加できる活動であることから、子どもや若い世代の方々、現役を退かれた団塊の世代の方々、高齢世代の方々など、誰もが分かりやすく活動しやすいボランティア活動体制を構築し、地域が一体となった「助け合い・支え合い」の取り組みに努めます。

- ② 町内会などが中心となって小地域ネットワーク活動による見守りや交流活動などが展開され地域の支え合いや助け合い活動が進められています。これまでの活動をより一層活発に進めるため、行政・町内会・民生委員児童委員協議会・包括支援センター・社会福祉協議会などが相互に連携し、住民誰もが持っている「福祉力」を掘り起こし組織化していくための地域福祉支援ネットワーク活動の推進を図ります。

- ③ 日常生活を営むことに支障がある認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等が住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすことができるよう支援していく日常生活自立支援事業及び権利侵害を許さない権

利擁護の仕組みづくりを行政・包括支援センター等と連携し推進していきます。

- ④ 財源の状況としては、職員の人件費の一部並びに事業活動費の一部について行政からの支援を受けています。

また、収益事業を行っておりませんが、共同募金会よりの助成金、本会会費並びに寄付金収入により財源が確保されています。

近年、会費納入（1世帯500円以上）においては厳しい経済環境や本会活動に対する認識の低さなどから、納入率が低迷している状況です。

会員加入率の向上を目指した取り組みとして、あらゆる機会を利用し、幅広く町民各位にご理解・ご協力をお願いしたいと考えています。

- ⑤ 職員体制では、行政と相談し業務の多様性と専門性に則した事務局強化に向けた社会福祉士や社会福祉主事の配置などの改善を進めるとともに研修会の開催等を通し、役職員の資質の向上に努めます。

2. 地域福祉の課題整理

標津町地域福祉計画の策定にあたり実施された地域福祉をめぐる標津町の現状及びアンケート調査や懇談会、聞き取り調査などの結果から、地域住民が標津町において暮らし続けていく上での課題について概要を整理すると以下（①～⑥）のようになります。これらの課題は、相互に密接に関係していることから、住民、町内会、福祉団体、事業所、行政、社会福祉協議会などがそれぞれの適切な役割分担のもと協力して対応していくことが必要です。

平成28年12月に開設した「あんしんサポートセンター」及び平成29年度8月に開設した「ふれあい広場」を中心に、日常生活に不安を抱えている方々の心のケアに取り組むたいと考えています。

具体的には、①地域活動に係る課題 ②災害援護に係る課題 ③生活上の不安に係る課題 ④健康や介護に係る課題 ⑤相談、支援に係る課題 ⑥社協に係る独自の課題 に取り組むたい。

① 地域活動に係る課題

若い世代の地域離れが進む中、町内会活動に代表される地域活動への積極的参加や推進、また、企業、団体などの地域活動への取り組みが求められています。地域住民や同じ生活課題を持つ方々が集う場所（サロン）の開設や、近隣住民による高齢者世帯等への安否確認の声かけ活動など、地域住民の交流の場や機会の提供が必要になります。

② 災害援護に係る課題

高齢や障がい・疾病などの理由から自力での避難が困難な方々には、近隣住民による避難支援が必要となります。

そのためには、要援護者台帳の整備や町内会を中心とした近隣住民同士での災害時要援護者の情報共有による災害時の避難体制の整備が必要となります。

③ 生活上の不安に係る課題

高齢者や障がいのある方などが生活する上で、移動、買い物、通院、冬の除雪などの日常生活に不安を抱える方が増加しています。

特に、商店や公共交通機関が少なく、積雪が多い当町では、移動手段や除雪などは生活に直結する重要なものであり、大きな不安要素となっていました。除雪に関しては町内会の協力で一歩前進しています。また、子育て世帯においては、急用や急病などの緊急時や短時間の託児、母親の就業に対する支援が求められています。

④ 健康や介護に係る課題

高齢者や障がいのある方には、ご自身の健康維持や入院時の対応、高齢者福祉施設入所に係る経費等の経済的負担等に不安を抱く方が多くいます。

一方で、介護をされている方は、ご自身の健康状況や介護に関する知識、今後の介護の継続について等の不安を抱えています。

これらの不安を解決するためには、在宅介護並びに施設介護の安定供給が必要不可欠であり、高齢者福祉関連事業に従事する方々の育成を進め、地域一体となった支援体制を構築する必要があります。

⑤ 相談・支援に係る課題

高齢や障がい、子育て、生活困窮などさまざまな不安や困りごとをどこに相談したらよいかわからない方が多くいます。

また、複数の分野に係る困りごとを抱える方も多く、相談窓口の統一や受けられる支援の情報が同一窓口で提供される体制が求められています。

相談ができずに孤立してしまうことのないよう、住民に一番近い相談先となる「民生委員児童委員」の地区担当委員や活動内容の周知も必要となります。

⑥ 社協に係る独自の課題

地域福祉推進の中核的な存在として行政とのパートナーシップの推進を図りたいと思います。また、社協の存在を始め活動内容が地域住民に広く知られていなく、今後、広報活動を中心に「見える化・見せる化」によって支援者を広げる取り組みを行い、認知度アップと人材・財源確保のしくみづくりを推進します。

第3章 第2期地域福祉実践計画〔令和6年度重点項目（◎印）〕

基本計画	重点推進項目	具体的実施項目	年次計画				
			3	4	5	6	7
1. 支えあう地域づくり	(1) 地域活動に係る課題	①地域交流の推進					
		a. 地域懇談会の開催	○	○	○	○	
		b. 見守り・声掛け活動の推進	○	○	○	○	
		c. 町内会との連携の推進	○	○	◎	◎	
		②住民活動の拠点づくり					
		a. 高齢者の地域交流の支援	○	○	◎	◎	
		b. 障がいのある方や擁護者の社会参加への支援	○	○	○	○	
		c. 居場所づくりの推進	◎	◎	◎	◎	
		③子育て世帯への支援充実					
		a. 子育て世代に対する緊急時の支援	○	○	◎	◎	
		b. 母親に対する就業支援	○	○	○	○	
		④ボランティアの体制づくり					
		a. ボランティア活動参加者の確保	○	○	○	○	
		b. ボランティア活動の体制づくり	○	○	○	◎	
		c. 若い世代へのボランティア意識の普及	○	○	◎	○	
d. ボランティアセンター体制の確立	◎	◎	○	◎			
e. 次世代のボランティア育成の推進	○	○	◎	○			
2. 安全・安心なまちづくり	(1) 災害援護に係る課題	①災害援護体制の整備					
		a. 要援護者台帳の整備と情報共有	○	○	○	○	
		b. 要援護者に対する避難支援体制の整備	○	○	○	○	
		c. 役場危機管理室との情報共有及び連携強化	◎	◎	◎	◎	
	d. 除雪支援体制の継続	○	○	○	◎		
	(2) 生活上の不安に係る課題	②安心な生活への支援					
		a. ボランティアによる高齢者等の日常生活支援	○	○	◎	○	
		b. 高齢者に対する移動支援事業の拡充	○	○	○	◎	
	c. 買い物支援事業の検討	○	○	○	◎		
	(3) 健康や介護に係る課題	③健康増進・介護予防の充実					
		a. 健康づくりの推進	○	○	○	○	
		b. 介護予防(いきいき百体操の運営)の推進	○	○	○	◎	
c. リハビリを受けられる体制づくり	○	○	○	○			
3. 福祉サービスの体制づくり	(1) 相談・支援に係る課題	①情報提供と相談体制の充実					
		a. 相談窓口の機能強化	○	○	◎	◎	
		b. 各種相談員の周知及び連携強化	○	○	○	○	
		c. 生活困窮者の自立に関する支援	◎	◎	○	○	
		②福祉サービス利用への支援					
		a. 介護に従事する人材の確保と育成	○	○	○	◎	
		b. 高齢者福祉施設利用への支援	○	○	○	○	
		c. 車椅子等の福祉機器並びにベビー用品の無料貸出	○	○	◎	◎	
		d. あんしんサポートセンター事業の推進	◎	◎	○	○	

基本計画	重点推進項目	具体的実施項目	年次計画				
			3	4	5	6	7
		③権利擁護の推進					
		a. 権利擁護に関する制度の活用推進	○	○	○	◎	
		b. 関係機関の連携による権利擁護の推進	○	○	○	○	
		c. 日常生活自立支援事業の推進	○	○	◎	◎	
4. 地域と繋がる社協づくり	(1)社協に係る独自の課題	①社協活動の「見える化・見せる化」の推進					
		a. 社協だより・豆だよりの内容の充実	◎	◎	○	○	
		b. ホームページの更新・充実	○	○	○	○	
		c. 社協実施事業における社協活動の啓発	○	○	◎	◎	
		②行政とのパートナーシップの推進					
		a. 標津町地域福祉計画との連動性の確保	○	○	○	○	
		b. 各種事業との連携と協働の推進	○	○	○	○	
		c. 町長との懇談会の実施	○	○	◎	◎	
		③役職員の資質の向上					
		a. 理事・評議員の役割の明確化と機能強化	○	○	○	○	
		b. 役職員等の研修会への積極的参加	○	○	◎	◎	
		④次世代を見据えた事務局体制の整備					
		a. 事業内容や規模に対する適正な職員配置の検討	○	○	○	◎	
		b. 適正な人事・労務管理の実施	○	○	○	○	
		⑤財源確保の実施					
		a. 会員制度の充実と納入率の向上	○	○	◎	◎	
		b. 共同募金委員会との連携と募金運動支援による有効的な活用	○	○	○	○	
		c. 補助金・受託金の安定的な確保	◎	◎	◎	◎	
		d. 社協理解の促進による寄付金の確保	○	○	○	○	
		e. 自主財源となる収益事業の検討	○	○	○	◎	

基本計画	重点推進項目	具体的実施項目	年次計画					事務局反省	評価		
			3	4	5	6	7		3妥当	2どちらでもない	1当てはまらない
1. 支えあう地域づくり	(1) 地域活動に係る課題	① 地域交流の推進							3	2	1
		a. 地域懇談会の開催	○	○	○	○					
		b. 見守り・声掛け活動の推進	○	○	○	○					
		c. 町内会との連携による課題の把握	○	○	◎	◎					
		② 住民活動の拠点づくり							3	2	1
		a. 高齢者の地域交流への支援	○	○	◎	◎					
		b. 障がいのある方や養護者の社会参加への支援	○	○	○	○					
		c. 居場所づくりの支援	◎	◎	◎	◎					
		③ 子育て世帯への支援充実							3	2	1
		a. 子育て世帯に対する緊急時の支援	○	○	◎	◎					
		b. 母親に対する就業支援	○	○	○	○					
		④ ボランティアの体制づくり							3	2	1
		a. ボランティア活動参加者の確保	○	○	○	○					
		b. ボランティア活動の体制づくり	○	○	○	◎					
		c. 若い世代へのボランティア意識の普及	○	○	◎	○					
d. ボランティアセンター体制の確立	◎	◎	○	◎							
e. 次世代のボランティア育成の推進	○	○	◎	○							
2. 安全・安心なまちづくり	(1) 災害援護に係る課題	① 災害援護体制の整備							3	2	1
		a. 要援護者台帳の整備と情報共有	○	○	○	○					
		b. 要援護者に対する避難支援体制の整備	○	○	○	○					
		c. 役場危機管理室との情報共有及び連携強化	◎	◎	◎	◎					
		d. 除雪支援体制の継続	○	○	○	◎					
	(2) 生活上の不安に係る課題	② 安心な生活への支援							3	2	1
		a. ボランティアによる高齢者等の日常生活支援	○	○	◎	○					
		b. 高齢者に対する移動支援事業の拡充	○	○	○	◎					
		c. 買い物支援事業の検討	○	○	○	◎					
	(3) 健康や介護に係る課題	③ 健康増進・介護予防の充実							3	2	1
		・健康づくりの推進	○	○	○	○					
		・介護予防の推進	○	○	○	◎					
・リハビリを受けられる体制づくり		○	○	○	○						

基本計画	重点推進項目	具体的実施項目	年次計画					事務局反省	評価				
			3	4	5	6	7		3妥当	2どちらでもない	1当てはまらない		
3. 福祉サービスの体制づくり	(1) 相談・支援に係る課題	① 情報提供と相談体制の充実							3	2	1		
		a. 相談窓口の機能強化	○	○	◎	◎							
		b. 各種相談員の周知及び連携強化	○	○	○	○							
		c. 生活困窮者の自立に関する支援	◎	◎	○	○							
		② 福祉サービス利用への支援							3	2	1		
		a. 介護に従事する人材の確保と育成	○	○	○	◎							
		b. 高齢者福祉施設利用者への支援	○	○	○	○							
		c. 車椅子等の福祉機器並びにベビー用品の無料貸出	○	○	◎	◎							
		d. あんしんサポートセンター事業の推進	◎	◎	○	○							
		③ 権利擁護の推進							3	2	1		
		a. 権利擁護に関する制度の活用推進	○	○	○	◎							
		b. 関係機関の連携による権利擁護の推進	○	○	○	○							
		c. 日常生活自立支援事業の推進	○	○	◎	◎							
		4. 地域と繋がる社協づくり	(1) 社協に係る独自の課題	① 社協活動の「見える化・見せるか化」の推進							3	2	1
				a. 社協だより・豆だよりの内容の充実	◎	◎	○	○					
b. ホームページの更新・充実	○			○	○	○							
c. 社協実施事業における社協活動の啓発	○			○	◎	◎							
② 行政とのパートナーシップの推進									3	2	1		
a. 標津町地域福祉計画との運動性の確保	○			○	○	○							
b. 各種事業との連携と協働の推進	○			○	○	○							
c. 町長との懇談会の実施	○			○	◎	◎							
③ 役職員の資質の向上									3	2	1		
a. 理事・評議員の役割の明確化と機能強化	○			○	○	○							
b. 役職員等の研修化への積極的参加	○			○	◎	◎							
④ 次世代を見据えた事務局体制の整備									3	2	1		
a. 事業内容や規模に対する適正な職員配置の検討	○			○	○	◎							
b. 適正な人事・労務管理の実施	○			○	○	○							
⑤ 財源確保の実施									3	2	1		
a. 会員制度の充実と納入率の向上	○	○	◎	◎									
b. 共同募金委員会との連携と募金運動支援による有効的な活用	○	○	○	○									
c. 補助金・受託金の安定的な確保	◎	◎	◎	◎									
d. 社協理解の促進による寄付金の確保	○	○	○	○									

e. 自主財源となる収益事業の検討

■ 高 齢 者 世 帯 の 状 況

(各年度4月1日現在)

(単位：人)

年 度	人口	世帯数	高齢者65歳以上人口			後期高齢者75歳以上人口			独居	高齢者世帯数
			男	女	計	男	女	計	高齢者世帯数	
平成21年度	5,852	2,329	588	805	1,393	259	389	648	291	186
平成22年度	5,753	2,308	592	805	1,397	265	401	666	299	197
平成23年度	5,718	2,327	601	806	1,407	273	416	689	317	210
平成24年度	5,623	2,316	601	815	1,416	277	437	714	323	233
平成25年度	5,530	2,311	616	830	1,446	274	443	717	343	252
平成26年度	5,462	2,327	632	862	1,494	277	459	736	359	268
平成27年度	5,382	2,302	644	858	1,502	275	456	731	356	267
平成28年度	5,299	2,294	657	880	1,537	285	443	728	371	278
平成29年度	5,297	2,334	665	902	1,567	305	471	776	387	292
平成30年度	5,254	2,320	678	906	1,584	299	475	774	391	298
令和元年度	5,187	2,328	691	902	1,593	306	486	792	398	298
令和2年度	5,068	2,280	680	902	1,582	304	482	786	407	305
令和3年度	4,995	2,287	682	905	1,587	321	490	811	411	307
令和4年度	4,972	2,333	683	899	1,582	321	485	806	425	309
令和5年度	4,874	2,326	661	890	1,551	320	509	829	429	302

■ 障 が い 者 数 の 推 移

(各年4月1日現在)

(単位：人)

区 分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年度	平成29年度
合計	366	381	371	354	369	371	351	340	345
身体障がいのある方	299	308	296	272	285	287	265	254	260
1級	84	79	76	71	74	75	71	67	74
2級	57	53	51	40	43	43	38	34	32
3級	46	51	49	42	44	44	39	37	40
4級	70	80	78	71	75	76	76	75	75
5級	24	25	24	30	31	31	24	24	24
6級	18	20	18	18	18	18	17	17	15
知的障がいのある方	53	58	60	69	71	71	69	70	66
A	28	28	28	27	27	27	26	26	19
B	25	30	32	42	44	44	43	44	47
精神障がいのある方	14	15	15	13	13	13	17	16	19